

参議院大蔵委員会議録第四号

昭和三十一年二月六日(木曜日)
午前十時三十六分開会

出席者は左のとおり。

委員長 新谷寅三郎君
理事 柴田 榮君
柴谷 要君
渋谷 邦彦君
天田 勝正君

委員

川野 三雄君
佐野 廣君
田中 茂穂君
津島 壽一君
島島徳次郎君
日高 広為君
堀 末治君
野溝 勝君
原島 宏治君
大竹平八郎君
鈴木 市藏君

政府委員

大蔵政務次官 齋藤 邦吉君
大蔵大臣官房 松井 直行君
財務調査官 齋藤 誠君
食糧庁長官 齋藤 誠君
事務局側 常任委員 坂入長太郎君
会専門員

本日の会議に付した案件

○昭和三十一年産米穀についての所得
税の臨時特例に関する法律案(内閣
提出)

第五部 大蔵委員会議録第四号

昭和三十一年二月六日【参議院】

○日本開発銀行法の一部を改正する法
律案(内閣提出、予備審査)

○日本輸出入銀行法の一部を改正する
法律案(内閣提出、予備審査)

○委員長(新谷寅三郎君) ただいまか
ら大蔵委員会を開会いたします。

昭和三十一年産米穀についての所得
税の臨時特例に関する法律案を議題と
いたします。

前回に引き続き、本案に対する質疑
を行ないます。質疑のおありの方は順
次御発言願います。——別に御発言も
ないようでありますから、質疑は尽き
たものと認めて御異議ございませ
んか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(新谷寅三郎君) 御異議ない
と認めます。

それでは、これより討論に入りま
す。御意見のある方は賛否を明らかに
してお述べを願います。——別に御意
見もないようでありますから、討論は
終局したものと認めて御異議ござい
せんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(新谷寅三郎君) 御異議ない
と認めます。

それでは、これより採決に入りま
す。昭和三十一年産米穀についての所
得税の臨時特例に関する法律案を問題
に供します。本案に賛成の方の挙手を
願います。

「賛成者挙手」

○委員長(新谷寅三郎君) 全会一致と
認めます。よって、本案は全会一致を

もって原案どおり可決すべきものと決
定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議
長に提出すべき報告書の作成につきま
しては、これを委員長に御一任願いた
いと存じますが、御異議ございませ
んか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(新谷寅三郎君) 御異議ない
と認め、さよう決定いたします。

○委員長(新谷寅三郎君) 去る二月三
日子備審査のため付託せられた日本
開発銀行法の一部を改正する法律案
及び日本輸出入銀行法の一部を改正す
る法律案、以上二案を一括議題とし、
提案理由の説明を聴取いたします。齋
藤大蔵政務次官。

○政府委員(齋藤邦吉君) ただいま議
題となりました日本開発銀行法の一部
を改正する法律案及び日本輸出入銀行
法の一部を改正する法律案につきま
して、提案の理由を御説明申し上げま
す。

まず、日本開発銀行法の一部を改正
する法律案について申し上げます。
日本開発銀行が設立以来、長期設備
資金の融通により、わが国経済の再建
及び産業の開発に寄与してまいりまし
たことは、御承知のとおりでありまし
て、今後とも同行の業務活動に期待す
るところはきわめて大きいものがある
と考えます。

次に、今回提案いたしました改正法
案の概要を申し上げます。

第一は、同行の業務として土地造成

資金の貸し付け業務を追加することと
あります。

近年、地域間の均衡ある発展をはか
るため地域開発がますます重要なもの
となっており、この地域開発には
企業の進出等に対処するため用地の造
成が必要でございます。現行の日本開
発銀行法におきましては、自己の事業
の用に供する土地の取得につきまして
は融資を行なうことができることとな
っておりますが、このたびこれに加え
まして、経済の再建及び産業の開発に
寄与する事業の用に供する土地にあっ
ては、譲渡を目的とする土地の造成に
ついても融資の道を開こうとするもの
であります。

第二の改正の点は、理事及び参与の
増員であります。

同行の業務は、設立当初においては
基幹産業に対する融資を中心に運営さ
れておりましたが、その後地域開発融
資等が加わるなど逐年多様化したして
おりますとともに、その融資残高も昨
年十二月末においては八千二百五十九
億円の巨額にのぼっております。この
ような同行の業務の推移にかんがみ、
同行の業務の円滑な運営をはかるため
に理事及び参与の定数をそれぞれ一名
増加しようとするものであります。

次に、日本輸出入銀行法の一部を改
正する法律案について申し上げます。

日本輸出入銀行が、設立以来、ブラ
ント輸出金融を中心として輸出入及び
海外投資に関する金融を行ない、わが
国貿易の振興並びに経済協力の推進に

格段の寄与をいたしてまいりましたこ
とは、御承知のとおりでありまして、
今後とも同行の業務活動に期待するこ
ろはきわめて大きいものがあると思
えます。

次に、今回提案いたしました改正法
案の概要を申し上げます。

第一は、同行の業務として外国政府
等に対し貸し付けられた民間資金にか
かわる債務の保証業務を追加すること
であります。

東南アジア諸国等に対する経済協力
の推進はわが国貿易の振興上きわめて
重要な課題となっており、すでにイン
ド、パキスタン等の諸国に対して数回
にわたり借款を供与いたしてござい
ますが、その借款供与にあたっては、民
間資金の活用をはかるため市中銀行の
協調融資を求めるのが例となっております。
今回の改正は、市中銀行が日本
輸出入銀行とともに外国政府等に対し
わが国からの設備等の輸入に必要な資
金を貸し付けた場合、その協調融資分
にかかわる債務について日本輸出入銀
行が保証することにより、市中銀行の
融資を容易にしようとするものであり
ます。

第二は、同行の業務としてわが国か
らの設備等の輸入による債務の履行に
必要な資金を外国政府等に対して貸し
付ける業務を追加することでありまし
て、わが国からの輸入代金等の支払い
が、その国の国際収支上の理由から著
しく困難な場合に、その国の要請に応
じて主要な債権国において債務の履行
の繰り延べ等が行なわれることが確実

と認められる場合には、日本輸出入銀行が当該債務国の政府等に対しその債務の履行に必要な資金を貸し付けることができるようにするものであります。

第三は、政府が予算で定める金額の範囲内において日本輸出入銀行に追加して出資できるとし、この場合において同行はその出資額により資本金を増加するものとしようとするものであります。

輸出の振興をはかるためには、日本輸出入銀行の資金の充実が緊要であります。このため別に御審議願っております昭和三十八年度補正予算におきましては産業投資特別会計から日本輸出入銀行に対し六十億円を、昭和三十九年予算におきましては同じく二百二十五億円をそれぞれ追加出資することといたしております。

第四に、同行の業務範囲の拡大と業務量の増大に対処し、同行の業務の円滑な運営をはかるため、理事の定数を一名増加しようとするものでございます。

以上が日本開発銀行法の一部を改正する法律案及び日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案の提案理由及びその概要でございます。何とぞ、御審議の上すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

○委員長(新谷實三郎君) 以上をもちまして二法律案の提案理由の説明を終わりましたが、この審議は後日に譲ることになりました。本日はこれにて散会いたします。

午前十時四十三分散会

昭和三十九年二月八日印刷

昭和三十九年二月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局